

松山家庭裁判所委員会議事概要（第13回）

1 日時

平成22年1月28日（木）午後1時30分

2 場所

松山家庭裁判所大会議室

3 出席者

（1）委員

宇都宮真由美，太田敬司，窪田恕子，高橋猛，谷口祥子，廣田民生（五十音順）

（2）事務担当者

古川首席家庭裁判所調査官，藤澤次席家庭裁判所調査官，伊村首席書記官，松岡主任書記官，山本事務局長，青野総務課長

4 議事（委員長，委員，事務担当者）

（1）委員長挨拶

（2）新任委員の自己紹介

（3）委員長代理の指名

委員長は，委員長代理に宇都宮委員を指名した。

（4）成年後見制度について

成年後見制度について，当庁裁判官である太田委員から説明します。

成年後見制度について説明した。説明要旨については，別紙のとおり。

成年後見人制度は，平成12年4月から実施されています。後見人には法定後見人と任意後見人がありますが，任意後見人が利用されることは少ないようです。認知症になり介護が必要となるお年寄りは，昔からいらしたのですが，昔は，子供たちが集まって話し合いで親の面倒をみる者を決めることがほとんどでした。しかし，その後，家族の役割や機能が変わってきたというか，年寄りを看る能力が弱ってきたように感じます。他方で，今は高齢者も年金収入が

あって、これらの財産を誰が管理するかという問題もあります。介護だけでなく財産管理も昔は家族でやっていたのですが、それが今は家族に安心して任せることが出来にくくなって、成年後見制度が必要になってきています。こうした傾向は地方よりも都市部の方が強いようで、都市部の成年後見事件の増え方が激しいのです。早晩、松山もそのようになると思われます。先ほども述べましたように、成年後見の申立ては、親族間で話し合いが付かない場合が多いものですから、親族の一人を後見人にしようとするると他の親族がこれに異を唱えることもあって、なかなか簡単に決めることができないというのが実情です。お年寄りに必要なのは、財産の管理と御本人の日々の世話なのですが、親族の中には財産を使い込む人もいて、必ずしも親族を後見人にするのがお年寄り御本人にとっていいとは限らない場合もあります。このような場合、裁判所としては、御本人の財産を守るために第三者を後見人に選任することもあるのですが、親族の御理解を得るのに苦慮することもあります。しかし、裁判所としては、お年寄りにとっての必要性をより分けて、必要であれば第三者後見人の選任をしています。

何か御質問、御意見はございませんか。

成年後見人になるには、親子であっても裁判所の許可が必要なのですか。

私の身近に認知症でホームに入所している人がいるのですが、今は話もわからないし、自分の子供もわからないような状態です。銀行預金は、本人を連れて行って、本人が納得しないと、いくら家族でも出し入れができない。また、郵便局の簡易保険は、10年に1回お金が支払われるのですが、ホームにいる本人を無理矢理連れ帰り、郵便局の担当者には家に来て貰って、手続きをとり、お金を貰ったことがありました。10年後には本人は全く分からないでしょうし、連れて帰ることもできなくなると思います。成年後見人であれば手続きをとることが出来るのでしょうか。

まさに、そういうときのための制度です。昔は、地域の郵便局の人は地域の

ことを分かっていて、あそこの家のおばあちゃんは惚けてしまったが、息子がしっかりしているから、本当はおばあちゃんの貯金だが、代わりに息子が判を押して、貯金を息子に渡しても息子はそう悪いことはしないだろうということでした。最近金融機関は慎重ですから、変なことをしてトラブルに巻き込まれたら金融機関が責任をとられるということで、本人でなければお金の引き出しは絶対に認めないという厳しい態度でやっています。本人が痴呆症で、正常な取引が出来るような状態でない場合には成年後見制度を利用してもらう必要があります。

裁判所で成年後見人の手続きをすれば、息子さんが銀行とかの取引が出来るようになるのですか。

息子さんが成年後見人に選任されれば出来ます。

息子さんは二人いるのですが、一人はよそに居て、滅多に松山には帰ってこないのですが、その息子さんの意思も聴くのですか。二人で裁判所に来ないといけないのですか。

そのようなことはありません。申立ては、後見人になりたい人が一人ですることができます。ただし、他の親族の方が「あいつを後見人にすることは反対だ。」と言われているのに、それにもかかわらずその人を後見人にしてしまうと裁判所に抗議が来ることもあるので、第三者の専門職の方を選任することもあります。事情を総合的にみて、多少反対があってもその人を後見人に選任することもあります。

息子さんは本当に困っているのです、早速、息子さんに裁判所に手続きに行くように勧めます。

御紹介されたようなケースは世間にたくさんあると思いますが、成年後見制度がまだ世間に浸透していないため御存知でない方もいらっしゃるのです、裁判所としても色々な場で成年後見制度をPRしていきたいと思っています。

後見人に第三者の専門職の方を選任した場合、報酬はどのように決めるので

すか。

報酬は御本人の財産から支払う訳で、財産額をみたうえで、どれくらいの報酬が払えるのかを考えて決めます。ただ財産額からしてどうしても専門職の方にはお願いできない場合や、どうしても親族にせざるを得ない場合には、親族を選任します。後見人から報酬の支払請求の申立てがあると、裁判所の方で、御本人の財産額やその間に後見人にやって貰った職務の内容に応じて、報酬額を決定します。後見人が御本人の財産から裁判所が決めた報酬を頂くという形で報酬を支払っています。

本人に報酬額はこの程度でいいかと聞かないのですか。

後見状態にある場合は、そのような判断が出来ないから後見人を選任するのですから、御本人にこの程度の報酬を支払っていいですかとのお伺いはせずに、裁判所が決めています。

御本人の意思と関わりなく報酬額を決めるということで、行政機関ではなく裁判所が関わっているのではないかと思います。不動産があって、そこに御本人が住んでいる。しかし、預貯金はほとんどなくて、援助する親族もいないような場合に、決まった報酬を支払えないため司法書士などの専門家に後見人を頼むわけにはいかない。そのような場合にボランティアでやっていただける方はいないかという問題があります。無償でやっていただけるようなボランティアの方々を組織していかないと先々社会が成立していかないのではないかと心配しています。成年後見等の事件は1年目は100件、2年目は190件、3年目は280件と増加してきていますが、現在のところでは、お年寄りの数からすると申立てをしている人は極くわずかです。現在の件数は大したことはないのですが、今後お年寄りの多くが申立てをしてくるということになると後見人を確保していく問題だけでも大変なことになります。一般社会の協力を頂かないとやっていけないことになると思います。

親族のいない方もおられると思います。認知症になっているような場合には

近隣の方とか民生委員の方が最初に気づかれると思いますが、近隣の方等が市に相談に行くのですか。

地域包括支援センターが窓口になり、市長申立てに繋がっていくようになります。松山市では各地区毎に業務を委託されており、とりまとめのため市役所に基幹型の支援センターを置いているようです。支援センターの業務の一つに成年後見の申立ての援助があります。

任意後見制度より、法定後見制度の方が多いいということですが、その原因としては任意後見制度があまり周知されていないからでしょうか。

それは我々もあまりよく分かっていません。推量するしかないのですが、PR不足もあると思いますが、PRしたからといって、日本人の国民性として、自分が痴呆になることを想定して、あらかじめ財産を管理する任意後見人を決めておくかということがあります。例えば遺産分割についても、生前に遺言書を書いておけば、基本的には本人の意思に従って財産が分けられるのですが、実際には遺言書を書かれない方が結構おられるために、亡くなられた後で紛争になり、家庭裁判所に調停、審判の申立てをしてくる方がそれなりの件数あるわけで、日本人の国民性として、自分の財産の将来的な処分を考えて行動する方は少ないのではないかと思います。PRしたからといって、任意後見制度が普及していくかということと必ずしもそのようにならないのではないかと思います。

外国では任意後見制度が発達しており、成年後見制度を作るときは任意後見が主流で、法定後見制度の方が少ないだろうと言われていたのですが、日本人はあまりつらい現実を直視して準備をする国民性ではないので、自分が惚けるとは思いたくないし、本当に惚けている人は惚けていると思っていないので、なかなか任意後見制度は利用されません。昔は、家族が面倒を看てくれると思っていたし、面倒を看た人は財産を自由にしていという考え方もあったようですが、今は家族のまとまりがなくなってきたので、看てくれない人も出てく

るし、見てくれないのにお金だけを貰おうとする人が出てきて、裁判所が家庭に介入せざるを得ない状況になってきています。

将来的には、少しずつ任意後見制度が利用されるようになってくる可能性もあるのではないかと思うのですが。

家族に頼らないで、個人として独立する気風が定着すれば、今よりは利用されるようになると思いますが、現在は任意後見制度の利用者は統計的に極めて少ないです。

将来は、任意後見が増えてくるとは思います。現在法曹人口がどんどん増えているので、競争が厳しくなっています。弁護士も報酬を安くしないとやっていけなくなり、町医者的な弁護士が増えると、そのような弁護士に気軽に相談できるようになり、弁護士が任意後見制度がありますよとか遺言書を書いたらどうですかとのアドバイスをし、任意後見契約を締結するようになるかもしれません。

弁護士も毎年増えていますので、将来的には弁護士が5万人という時代が来ます。そのような状況では、弁護士に後見人になって貰うということも十分に考えられます。

(5) 裁判所を利用した人へのアンケート実施結果について

次に裁判所を利用した人に対するアンケートについて山本局長から説明してください。

アンケート結果について御報告します。

これまで、苦情やお褒めの言葉など様々な御意見を受けていますが、これから御説明しますのは、前回の委員会から後、つまり平成21年7月7日から本年1月27日までの結果でございます。この間に、配布又は来庁者が自らお取りになった枚数は31枚で、その内、回収されたのは12枚でした。お手元に配布しました一覧表を御覧ください。

アンケート結果の内、2, 3, 4, 6, 10, 12 では「わかりやすさ」や「丁

寧さ」でお褒めの言葉をいただいておりますが、 3 や 12 では迅速な処理への御要望が指摘されています。公正、適正で迅速な事件処理は常に裁判所の目標とするところで、今後ともこの姿勢を忘れずに各事件に当たって参りたいと思います。 1 や 8 では、職員の対応への御不満が示されています。 1 では、叱られているように感じ、もっとやさしく説明して欲しい、 8 では、理屈っぽいと受け止められたようです。家事手続案内などでは、相談に来られた方に誤解を与えないよう、説明する言葉を各自が工夫しているところですが、調停や裁判で勝つか負けるかといった結論を求められる方が多くおられるのも事実です。もちろん、手続案内という場で結論めいた説明はできませんので、そのところの誤解がないように遠回しな言い方になったり、相談に来られた方からすると曖昧で、しかも情のない様な表現に受け止められることもありがちです。今後とも、誤解を防止すると共に分かりやすい対応の仕方を工夫して参りたいと考えています。

5 では家事手続案内室から声が漏れるとの御指摘です。早速この点のチェックをしまして、遮音効果を高めるよう間もなく改修を行う予定です。

最後に、 7, 9, 11 では調停の公正さへの御不満が指摘されています。こうした御指摘が最も多いわけですが、一般的な事柄として、調停の当事者の方々は御自身に有利な解決方法や助言を求めがちで、中立的な立場から話を進めようとする相談担当者や調停委員等の説明に、ともすると不満が出ることもございます。とはいえ、当事者の方々に公正さに疑念を抱かせるようなことのないように、今後とも中立性を保ちながらも、当事者や来談者の気持ちにそった誠実な対応を心掛けていくと共に、調停の進行、調停制度の意味などを冒頭にしっかりと説明していきたいと考えています。

なお、調停の場で一方当事者についている弁護士代理人を「 先生」と呼ぶことが多くございましたが、 11 の方のようにこれまでも、「弁護士の付いていない者は不利に扱われるのではないか」という思いを指摘されることも

ございました。そこで、調停場面では、調停委員や弁護士代理人を「先生」と呼ぶことを止めようという申し合わせを行ったところでございます。

何か御質問、御意見はございませんか。意見がないようでしたら次の積極的広報に入りたいと思います。

(6) 積極的広報について

次に積極的広報について局長から説明してください。

採用広報の在り方として「見学ツアー」の企画実施については前回の委員会で御報告したところですが、その他、例年行っています大学での説明会におきましても、比較的若手職員が裁判所で生き生きと働いている様子をプレゼンテーションの中に多く盛り込む、といった内容に改訂したところです。今後とも、優秀な人材を確保するため、さらに魅力ある裁判所をアピールする方法を考えていきたいと思っています。

ところで、裁判員裁判の実施に伴い、国民の裁判所に対する関心は大いに高まっているところですが、家庭裁判所は、少年や当事者の方々のプライバシー保護の要請から、なかなか外向けに実務の内容を発信するということを控えてきました。しかし、少子高齢化社会を迎え、高齢者の介護や財産保全、離婚後の親子関係の在り方、少年の更生に向けた関わりや被害者への配慮など、市民生活の身近な問題を日々扱うのが家庭裁判所であるわけです。にもかかわらず、意外と家庭裁判所の実務について御存知なかったり、あるいは幾分かは誤解されたままになっているのではないかと思うこともございます。そこで、今後はもっと情報発信をし、家庭裁判所への理解を求めていくことが必要ではないかと考えているところです。

先にこの委員会でも御報告しましたように、当庁では「家裁体験ツアー」と銘打って、模擬少年審判などまじえた広報活動を実施したことがあるのですが、こうした企画だけでなく、例えば家裁の方から学校や地域に出向いて、家庭裁判所の実務を御紹介し、理解を深めていただくような取組も行いたいと考えて

います。ついては、余り時間はございませんが、多様な分野で御活躍の皆様から、家裁の広報に向けた御意見やアドバイスをいただき、今後の広報活動を考えていく上で参考にさせていただきたいと思っていますところです。

何か御意見やアドバイスはございませんか。

ありとあらゆるところから、広報の一環としてでしょうか、学校の方にも出前講座のお話があります。1か月前にも、子供の学習時期と重なったこともあり、「税金の使い方」との出前講座をして貰ったことがあります。それ以外に環境問題の学習で、自動車エンジニアの方に、「環境に配慮した自動車の生産について」の出前講座をして貰ったこともあります。各学校現場の実態としては、単に教科書や教師からの授業だけでなく、情報も多様化しているので一般の指導者の方にも指導していただき、子供たちの教育の場を広げようという傾向があります。一方、週五日制になり、時間が制約されているのが現状で、これもやりたい、あれもやりたいと思えば思うほど窮屈になってきています。そこらあたりのところはジレンマ的なところが生じているのが事実です。

子供たちは、ニュース等で漠然と裁判所というものをつかんでいるのですが、家庭裁判所の存在とか、それがどのような分野を担当しているのかという認識は薄いので、子供の時からPRするのは有効ではないかとは思いますが。

今回、このようなテーマで問題提起をさせていただきましたのは、例えば自治会とか色々な団体の方々が、裁判所に来てもらって話をして欲しいと思っておられるのに、「裁判所は敷居が高い、裁判所は動かないだろう。」という先入観があってお声が出てこないのかも知れません。もし、そうした現実があるのなら、決してそうではないということを委員の皆様にご理解いただき、またそのようなニーズを耳にされました折には委員の皆様から、裁判所は気軽にできて話をするらしい、ということをお話していただきたいと思っていますのでございます。御協力をお願いします。

消費者グループが、成年後見制度について話をしてくださいとお願いした場

合に、謝礼はどれくらいになるのでしょうか。

基本的には謝礼はいりません。御要望がありましたら是非お申し出ください。

高校生を対象に裁判所の職種やその仕事内容について説明してはどうでしょうか。

高校生を対象に、裁判所事務官、裁判所書記官や家庭裁判所調査官の職種の説明に伺ったことはあります。後ほど生徒さんの感想文をわざわざ送っていただき、裁判所の方でも内容を拝見して実施した甲斐があったと意気を感じております。御要望がありましたらお申し出ください。

家庭裁判所では中学生の職場体験学習の受け入れは行っているのでしょうか。

人数は少ないですが、受け入れを行っています。

体験した生徒が家庭で話したり、後輩たちに話したりして、体験学習の参加者が増えたとの話もよく聞きますので、それも有効ではないかと思えます。

(7) 次回テーマについて

次回のテーマについて御意見がないようでしたら、次回は「少年の立ち直り支援について」というテーマで御報告させていただき、協議したいと思えます。

(8) 次回期日について

平成22年7月6日(火)午後1時30分